

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## ／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るために、全てのステークホルダーに対する経営の透明性及び健全性の確保及び説明責任の明確化、並びに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定と事業遂行を実現することに努めることとしております。

また、コンプライアンス（法令遵守）につきましては、経営陣のみならず社員全員が認識し、実践することが重要であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しております。  
（2022年4月以降適用となるプライム市場向けの原則を含みます。）

#### 【補充原則 1－2 ④ 株主総会における権利行使】

当社の現在の株主構成では機関投資家及び外国人株主の比率は低いため、議決権電子行使プラットフォームへの参加や招集通知の英訳開示は行っておりませんが、今後の株主構成の変化も考慮し、議決権電子行使プラットフォームへの参加及び招集通知の英訳開示について準備を進めてまいります。

#### 【補充原則 2－4 ① 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、従業員の採用を積極的に行っておりますが、管理職への登用については、年齢、性別、中途採用の区別をせず、社内に様々な経験・技能・属性を有する人材が活躍しております。

当社の中期経営計画（2021年10月－2026年9月）において、変革のDX（デジタルトランスフォーメーション）時代に適応可能な、付加価値の高い人材の創出を目指し、年齢・性別・中途採用を問わずに優秀な人材の確保・育成につとめ、ダイバーシティを組織力の最大化に繋げていくことを目標に掲げております。

また、働き方改革の実施に向けて、多様な働き方を支援する仕組み（テレワーク、休職復職支援等）の拡充を図るとともに、人事評価制度の見直し（社員の挑戦を評価）を検討してまいります。

なお、多様性の確保に向けた議論と検討の中で、現時点において国外のステークホルダーがほとんど存在していないこと、また年齢や性別による技能の差が認められる事業ではないことから、採用や中核人材の登用等の人材戦略としては適材適所を重視して、中途採用者・女性・外国籍といった特定区分による測定可能な目標を設定しておりません。決算説明資料等においてこれらを含めた採用目標を開示しております。

（ご参考）

株式会社システム情報 「中期経営計画（2021年10月－2026年9月）」

URL: <https://www.sysj.co.jp/company/company-approach/mid-term-management>

#### 【原則 3－1 情報開示の充実】

##### （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月9日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、堅実経営を図る目的で固定報酬のみとし、株主総会で決定された限度額（年間報酬総額の上限を200,000千円）の範囲内で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準等を総合的に勘案し、報酬の決定については、取締役会決議により一任された代表取締役が監査等委員会の意見を聞いたうえで決定することとしております。

なお、代表取締役に一任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役位、職責等に応じた評価及び配分を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

また、当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行からの独立性を確保するため固定報酬のみとし、株主総会で決定された限度額（年間報酬総額の上限を50,000千円）の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定することとしております。

なお、今後については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて準備を進めており、更なるガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

##### （iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、取締役会で、事業全般に提言・提案できる能力及び識見に加え、担当業務の遂行能力等を総合的に勘案して選任しております。また、監査等委員である取締役候補については、取締役会で、専門分野の知見及び識見に加え、事業全般について提言・提案できる能力を重視し、事業経営や関係法令等の各分野において高い専門知識や豊富な経験を有する者を監査等委員会の事前同意を得て選任しております。

なお、選解任を含めた役員の人事に関しては取締役会付議事項として定めております。また、取締役が法令、定款に違反した場合、株主総会の特別決議にて役員の解任ができることも定めております。

#### 【補充原則 3－1 ② 情報開示の充実】

当社の現在の外国人株主の保有比率や株主数は相対的に低いため、英語での情報開示は行っておりません。今後の外国人株主の保有比率や株主数の拡大を考慮し、株主の利便性及び費用対効果等を勘案しつつ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供に向けて準備を進

めてまいります。

#### [補充原則 3-1 ③ 情報開示の充実]

当社は、「中期経営計画(2021年10月-2026年9月)」を策定し、DX(デジタルトランスフォーメーション)とESG経営による新たな「社会的価値」「経済的価値」の創出に取り組み、持続可能な社会の実現に寄与することをビジョンとして掲げております。上記ビジョンの達成に向けて3つの基本方針及び5つの重点施策を策定しております。なお、詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

(ご参考)

株式会社システム情報「中期経営計画(2021年10月-2026年9月)」

URL: <https://www.sysj.co.jp/company/company-approach/mid-term-management>

気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等と与える影響について、TCFDの枠組みに基づく開示の質と量の充実に向けて今後検討してまいります。

なお、当社は気候変動と関連の深い事業領域ではないものの、環境基本方針を定め、ソフトウェア開発を中心とした事業活動を通じて、省エネルギー化に努め、汚染の予防、環境の保護および環境負荷の低減に貢献していくことを宣言し、全社でISO14001の認証を取得しております。

#### [補充原則 4-1 ③ 取締役会の役割・責務(1)]

当社は、最高経営責任者の後継者計画については策定しておりませんが、重要課題として認識しております。最高経営責任者としてふさわしい必要な能力や経験等をもつ候補者の選出、育成につきましては、今後計画の策定を含めた具体的なあり方を検討してまいります。

#### [原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)]

当社の取締役会は定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や会社の重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、独立社外取締役を4名選任しており、高い専門知識と豊富な経験を活かし、意思決定の過程において適切な意見・助言を頂いております。

現在の取締役の報酬は、固定報酬のみであり、業績連動報酬、株式報酬等のインセンティブ付けされた報酬体系は採用しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

#### [補充原則 4-2 ① 取締役会の役割・責務(2)]

取締役の報酬等の額の決定方針等については、原則3-1(iii)に記載のとおりであり、現在の報酬は、固定報酬のみであります。業績連動報酬、株式報酬等のインセンティブ付けされた報酬体系は採用しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

また、当社の取締役会は、任意の諮問委員会等の組織は設置しておりません。

今後については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて準備を進めており、更なるガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

#### [補充原則 4-2 ② 取締役会の役割・責務(2)]

当社は、「中期経営計画(2021年10月-2026年9月)」を策定し、DX(デジタルトランスフォーメーション)とESG経営による新たな「社会的価値」「経済的価値」の創出に取り組み、持続可能な社会の実現に寄与することをビジョンとして掲げております。

上記ビジョンの達成に向けて3つの基本方針及び5つの重点施策を策定しております。なお、詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

(ご参考)

株式会社システム情報「中期経営計画(2021年10月-2026年9月)」

URL: <https://www.sysj.co.jp/company/company-approach/mid-term-management>

なお、人的資本・知的財産に対する経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する基本的な方針、戦略等について、企業の持続的な成長に資するよう、現在取締役会で議論・検討を重ねております。

#### [補充原則 4-3 ① 取締役会の役割・責務(3)]

当社の取締役会は、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、知見に優れた候補者を選定しております。その際、独立社外取締役を含めた全取締役の適切な関与・助言を得た上で決定しております。

経営陣幹部の選任や解任につきましては、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に決定しております。

また、当社の取締役会は、任意の諮問委員会等の組織は設置しておりません。

今後については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて準備を進めており、更なるガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

#### [補充原則 4-3 ② 取締役会の役割・責務(3)]

代表取締役の選任が会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、その選定については、当該定時株主総会終結後に開催される取締役会において、独立社外取締役を含めた全取締役の適切な関与・助言を得た上で決定しております。

今後については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて準備を進めており、更なるガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

#### [補充原則 4-3 ③ 取締役会の役割・責務(3)]

当社では、代表取締役解任について一律の評価基準や要件は定めておりませんが、万一法令及び定款の違反、企業価値の著しい毀損及び経営能力の不足など、客観的に代表取締役の解任が相当であると判断される場合には、取締役会において、独立社外取締役を含めた全取締役の関与・助言を得た上で決定することとしております。

なお、今後については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて準備を進めており、更なるガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

#### [補充原則 4-10 ① 任意の仕組みの活用]

当社の独立社外取締役は取締役9名のうち4名と、取締役会の過半数には達していません。

ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めた経営陣幹部・取締役の指名(後継者計画を含む)・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて、現在準備を進めております。

また、取締役の選考にあたっては、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、当社取締役会構成員の多様性を十分に考慮し選考を行ってまいります。

#### [原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、知見に優れた候

補者を選定しております。独立社外取締役は、会社経営、品質管理、法律等専門分野の知見を有する方を選定し、取締役会全体としてのバランス、多様性に配慮した体制を構築しております。また、当社の監査等委員会は、独立社外取締役である監査等委員4名、常勤監査等委員1名で構成しており、会社経営者として豊富な経験と高い専門知識を有する方を選定し、監査等委員会の実効性を確保しております。また、会計監査人との連携を密にすることで、十分な監査が行える体制としております。

取締役会の実効性に関する分析・評価については、補充原則 4-11③に記載しております。

なお、当社の監査等委員には、財務・会計に関する高度な知見を有している者は現状選任されておきませんが、今後の候補者選任において、財務・会計知識を有している候補者の要否を検討した上で選任してまいります。ただし、監査等委員に公認会計士等の資格がなくとも、それぞれの知見に基づいて選任されているため、当社の取締役の職務執行の適法性・妥当性ならびに会計監査の方法及び結果の相当性についても十分チェックできるものと考えております。

#### [原則 4-11 ① 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、取締役の選任に関しては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、あるいは経営の監督機能の発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有すること等に基づき選任することとしております。

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスについて開示はしていませんが、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方について、今後議論を深めてまいります。

#### [原則 4-11 ③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておきませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの活発な意見交換が行われており、実効性が保たれていると考えております。

今後については、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

#### [原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社では、毎期、収益計画をベースとした通期業績予想を公表しておりますが、資本コストは計算の基礎となる数値の採用において多様な考え方があるため、具体的な数値については公表していません。資本コストは投資家が期待するリターンであることから、機関投資家等の対話を通じて適切な資本コストの認識に努め、事業計画や株主還元を活かしてまいります。

#### [原則 5-2 ① 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について、現在、取締役会で議論・検討を重ねております。今後、株主・投資家の皆様に分かりやすく示していけるよう努めてまいります。

## [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しております。

(2022年4月以降適用となるプライム市場向けの原則を含みます。)

#### [原則 1-4 政策保有株式]

当社は、事業上の関係の維持、強化につながると判断した場合にのみ、政策保有株式を保有することを基本方針としております。個別銘柄の保有の合理性及び妥当性については、時価総額、予想配当率、ROE(連結)、業績予想伸び率、中長期戦略等を基準に、半年に1回、取締役会において評価・審議し、保有が妥当でないと判断した場合は、適時・適切に売却してまいります。また、政策保有株式の議決権行使については、当該企業の企業価値向上と当社の中長期的な企業価値向上の観点を含め総合的に勘案しながら、適切に行行使していくこととしております。

#### [原則 1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間の取引が発生した場合には、その都度、取締役会の承認を得ることとしております。該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議することとしております。また、当社のすべての取締役に対して、期末時、関連当事者間取引の有無・状況について確認しており、関連当事者間取引について監視する体制を構築しております。

#### [補充原則 2-4 ① 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保]

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

#### [原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金のため企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。

#### [原則 3-1 開示情報の充実]

##### (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「Value Engagement Partner —お客様の価値観を共有するパートナー」との企業理念を掲げ、お客様の立場に立って、「安定したサービス」と「付加価値の高いサービス」の両方を提供できるよう努めております。

この理念のもと、当社は、「中期経営計画(2021年10月—2026年9月)」を策定し、DX(デジタルトランスフォーメーション)とESG経営による新たな「社会的価値」「経済的価値」の創出に取り組み、持続可能な社会の実現に寄与することをビジョンとして掲げております。

上記ビジョンの達成に向けて3つの基本方針及び5つの重点施策を策定しております。なお、詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

(ご参考)

株式会社システム情報「中期経営計画(2021年10月—2026年9月)」

URL: <https://www.sysj.co.jp/company/company-approach/mid-term-management>

##### (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

##### (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

##### (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明  
取締役候補者 (監査等委員である取締役を含む) の指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

〔原則 3-1 ③ 開示情報の充実〕

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

〔補充原則 4-1 ① 取締役会の役割・責務 (1)〕

当社の取締役会は、法令や定款で定める事項及び重要な業務執行など、取締役会において意思決定すべき事項を取締役会規程に定めております。また、それ以外の業務執行については、会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ能率的な運営を図ることを目的として、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、金額や重要性等に応じ委任範囲を明確にしたうえで、経営陣に権限を委譲しております。

〔原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社の取締役会は、会社法に定める独立社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に則り、各々の専門領域における豊富な経験と高い見識により、当社の経営課題について積極的に提言、提案及び意見を表明することができる人物を候補者に選定し、取締役会の審議を経て、候補者を決定することとしております。

〔補充原則 4-10 ① 任意の仕組みの活用〕

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

〔補充原則 4-11 ① 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

〔補充原則 4-11 ② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

監査等委員である取締役5名のうち3名は、当社グループ以外の他の団体役員を兼任しておりますが、その役割及び責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けられており、合理的な範囲にとどまっていると認識しております。なお、取締役の他社での兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書において、毎年開示を行っております。

〔補充原則 4-11 ③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

本報告書「Ⅰ. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]」に記載のとおりであります。

〔補充原則 4-14 ② 取締役・監査役のトレーニング〕

当社では、独立社外取締役を含め取締役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部機関も活用しております。また、当社の経営方針、経営戦略、資本政策、財務内容等についても合わせて説明しております。また、就任後においても定期的に上記の説明を行うとともに、意見交換を行うことで当社への理解を深められる機会を設けております。

〔原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、経営管理部内にIR担当を設置し、同担当者が株主や投資家からの対話 (面談) の申込に対して窓口となり、適切な対応が取れるよう組織体制を整備しております。また、半期毎に機関投資家・アナリストを招いての説明会を開催し、当該期の業績、次期の見通し等について報告・説明を行っており、ホームページ上にもその情報を開示しております。加えて、株主や投資家に対し、随時スモールミーティングの実施や個別取材等への対応も行っており、対話内容等については取締役にフィードバックを行っております。

なお、株主や投資家との対話にあたっては、「インサイダー取引防止規程」を遵守し、インサイダー情報の漏洩を防止するとともに、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、投資者に対する公平な情報開示を確保いたします。



2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

[大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称                   | 所有株式数 (株) | 割合 (%) |
|--------------------------|-----------|--------|
| 株式会社エイチエムティ              | 2,671,000 | 11.40  |
| 松原 春男                    | 1,971,400 | 8.41   |
| 鈴木 隆司                    | 1,511,462 | 6.45   |
| 東京中小企業投資育成株式会社           | 1,440,000 | 6.15   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,251,500 | 5.34   |
| 一般財団法人松原奨学財団             | 1,000,000 | 4.27   |
| システム情報従業員持株会             | 558,700   | 2.38   |
| TDCソフト株式会社               | 456,000   | 1.95   |
| 加藤 淳子                    | 452,000   | 1.93   |
| 佐藤 正佳                    | 450,000   | 1.92   |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 支配株主 (親会社を除く) の有無 | ―― |
| 親会社の有無            | なし |

補足説明 更新

- 1. 株式会社エイチエムティは、当社元代表取締役会長松原春男 (2019年12月退任) の資産管理会社であります。
- 2. 所有株式数には、システム情報役員持株会での所有株式数を含めております。
- 3. 上記のほか、当社は自己株式240,022株を保有しております。なお、自己株式には「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式60,000株は含まれておりません。

3. 企業属性

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分           | 東京 第一部          |
| 決算期                   | 9 月             |
| 業種                    | 情報・通信業          |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数 | 500人以上1000人未満   |
| 直前事業年度における (連結) 売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数     | 10社未満           |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

#### [取締役関係]

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数                               | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期                               | 1 年    |
| 取締役会の議長                                  | 社長     |
| 取締役の人数 <small>更新</small>                 | 9 名    |
| 社外取締役の選任状況                               | 選任している |
| 社外取締役の人数 <small>更新</small>               | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small> | 4 名    |

#### 会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 鷲崎 弘宜 | 学者       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 足立 伸男 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   | △ |   |   |   |   |   |   |
| 山内 玲  | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |
| 藤貫 美佐 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

| 氏名    | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鷺崎 弘宜 | ○         | ○        | ----                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 鷺崎 弘宜氏は、大学教授としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、主に品質保証分野の観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待しております。<br>同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適任であると判断しております。                                                                                                                                                                          |
| 足立 伸男 | ○         | ○        | 独立役員として指定している社外取締役の足立 伸男氏が常務執行役員及び監査役を務めておりました第一生命情報システム株式会社と当社の間には取引がございます。<br>年間取引額は各事業年度において10%超と主要な取引先に該当いたしますが、「選任の理由」欄に記載の通り、第一生命情報システム株式会社常務執行役員及び同社監査役を退任後、相当年数経過しております。<br>また、生保業界のシステム分野に精通され、大所高所より有益な助言をいただくことが期待されることから、十分に独立性を有していると判断しております。                                                                                                       | 足立 伸男氏は、経営についての豊富な経験を有しており、第一生命情報システム株式会社常務取締役や生保協会情報システム委員会事務局、その他社外委員等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。<br>上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。<br>なお、同氏は当社の主要取引先の1社である第一生命情報システム株式会社の常務執行役員でしたが、2014年3月に退任、その後同社監査役に就任されましたが、2015年6月に退任しており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適任であると判断しております。 |
| 山内 玲  | ○         | ○        | 独立役員として指定している社外取締役の山内 玲氏は、過去に当社と法律顧問契約を締結しておりましたが、顧問契約期間中に多額の報酬を支払ってはおらず、また2017年6月30日をもって顧問契約は終了していることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。                                                                                                                                                                                                                       | 山内 玲氏は、長年の弁護士としての豊富な経験、実績及び専門的な見識を有しておられることから、選任をお願いするものであります。<br>同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適任であると判断しております。                                                                                                                                                                                       |
| 藤貫 美佐 | ○         | ○        | 独立役員として指定している社外取締役の藤貫 美佐氏は、品質に関する助言、アドバイスを得る目的として、当社と顧問契約を締結しておりましたが、2021年12月21日をもって同氏との顧問契約は終了しております。<br>なお、顧問契約期間中に多額の報酬は支払ってはありません。<br>また、当社は、藤貫氏が在籍するエヌ・ティ・ティ・データシステム技術株式会社との間に取引がございますが、年間取引額は各事業年度において10%未満と主要な取引先に該当いたしません。<br>加えて、ファンクションポイント法に関する情報交換等を目的に、日本ファンクションポイントユーザ会に入会しておりますが、年会費支払以外の取引は発生しておりません。<br>これらより、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。 | 日本ファンクションポイントユーザ会の要職を務めるなど、ソフトウェア品質評価について豊富な経験と見識を有しており、品質管理等について専門的な観点からの監督、助言をいただけるものと期待しております。<br>同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適任であると判断しております。                                                                                                                                                    |

【監査等委員会】

| 委員構成及び議長の属性 <div>更新</div> |         |          |           |           |          |
|---------------------------|---------|----------|-----------|-----------|----------|
|                           | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 委員長 (議長) |
| 監査等委員会                    | 5       | 1        | 1         | 4         | 社内取締役    |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |
|----------------------------|----|

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりません。  
なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項について、「内部統制システム構築の基本方針」にて、以下のとおり定めております。

(1) 取締役会は、監査等委員会と協議の上、必要がある場合は、監査等委員会の職務を補助する部署を定め、必要な能力を持つ取締役又は社員を選定し配置する。

(2) 監査等委員会の職務を補助する取締役又は社員の選定、異動その他の人事事項については、監査等委員会と協議して同意を得るものとし、その独立性を確保する。

(3) 監査等委員会の職務を補助する取締役又は社員は、監査等委員会の指揮・命令に基づいて職務を遂行し、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 

更新

内部監査室と監査等委員会は、内部監査の状況や関連する監査等委員会監査の情報等について定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図っております。会計監査人と監査等委員会及び内部監査室の間では定期的に会合を持ち、内部統制や監査上の問題の有無及び今後の課題等について情報交換を行っております。

【任意の委員会】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 独立役員の人数 <div>更新</div> | 4 名 |
|-----------------------|-----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。



## [インセンティブ関係]

### 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

#### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、堅実経営を図る目的で固定報酬のみとし、株主総会で決定された限度額（年間報酬総額の上限を200,000千円）の範囲内で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準等を総合的に勘案し、報酬の決定については、取締役会決議により一任された代表取締役が監査等委員会の意見を聞いたうえで決定することとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行からの独立性を確保するため固定報酬のみとし、株主総会で決定された限度額（年間報酬総額の上限を50,000千円）の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定することとしております。

当面、新たな報酬制度の設計は予定しておりませんが、今後、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度について、効果的であると判断すれば実施を検討してまいります。

### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

## [取締役報酬関係]

### （個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月9日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、堅実経営を図る目的で固定報酬のみとし、株主総会で決定された限度額（年間報酬総額の上限を200,000千円）の範囲内で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準等を総合的に勘案し、報酬の決定については、取締役会決議により一任された代表取締役が監査等委員会の意見を聞いたうえで決定することとしております。

なお、代表取締役に一任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役位、職責等に応じた評価及び配分を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

また、当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行からの独立性を確保するため固定報酬のみとし、株主総会で決定された限度額（年間報酬総額の上限を50,000千円）の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定することとしております。

なお、今後については、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会の設置に向けて準備を進めており、更なるガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

## **【社外取締役のサポート体制】**

更新

社外取締役4名はいずれも監査等委員であります。社外取締役のサポート体制については、取締役会事務局の担当者が、取締役会開催の通知、取締役会での議題及びその資料の事前送付、及びその他事務連絡を行っております。また、常勤の監査等委員である取締役が、他の監査等委員と密に連絡を取ることで、監査等委員会の運営等に関する情報の共有化を図っております。さらに必要に応じて代表取締役社長が直接社外取締役と情報交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名、監査等委員である取締役5名 (うち、社外取締役4名) で構成されており、事業環境の急速な変化に対応するため、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針や法令で定められた重要事項を決定いたします。また、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況等を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めます。

### 2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤の取締役1名と社外取締役4名で構成しております。監査等委員会はガバナンスのあり方とその運営状況を確認し、取締役会機能を含めた経営の日常活動の適正性の確保に努めます。監査等委員は取締役会、経営会議などの重要会議で独立した立場から意見を陳述するほか、内部監査部門と連携して内部統制システムの整備・運用状況を確認し、また、会計監査人の監査の状況について情報交換を行うなどにより、取締役の職務執行を監査します。常勤の監査等委員は、常勤であることの特性を活かして日常的に内部統制システムを監視及び検証し、社外監査等委員との情報共有を図ります。監査等委員会は月1回に加えて必要に応じて臨時で開催し、効率的で質の高い監査の実現を図ります。

### 3. 経営会議

当社は、取締役会直下に経営会議を設置しております。経営会議は関連取締役と関連部署長で構成し、取締役会で決定した経営計画に基づく業務執行に関する具体的方針の決定とその進捗状況の監視を行う機関であります。経営会議は週1回開催し、迅速かつ効率的な業務執行を図るとともに、業務執行の方針からの逸脱を監視し、必要な是正処置を講じております。

### 4. 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室には専任1名を配置しております。内部監査室は各部門の業務遂行状況を監査し、結果を代表取締役に報告するとともに、代表取締役の改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップを徹底しております。また、監査等委員会へ監査状況に関する情報を連携するとともに、監査等委員会の要請がある場合には必要な追加の監査を実施します。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上のために、2016年12月の定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

委員の過半数を占める社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制を構築するとともに、取締役会の業務執行決定権限を監査等委員である取締役も有することにより、経営の意思決定及び執行の迅速化が図れると認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                              | 補足説明                                                                                                         |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 株主が総会議案を検討する時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。また、招集通知の発送日に先立って、株主総会開催日より3週間程度前には当社Webサイト及びTDnetに招集通知を開示しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 当社は9月決算会社のため、同日に株主総会を開催する会社は多くありませんが、より多くの株主が株主総会に参加できるよう配慮しております。                                           |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 2021年12月開催の定時株主総会から株主名簿管理人の運営するシステムの利用し、インターネットによる議決権行使を可能としております。                                           |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 現在、議決権電子行使プラットフォームへの参加はしておりませんが、今後の株主構成の変化も考慮し準備を進めてまいります。                                                   |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 現在、招集通知の英文での提供はしておりませんが、今後の株主構成の変化も考慮し準備を進めてまいります。                                                           |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 原則として、本決算及び第2四半期決算発表後に決算説明会の開催を予定しております。                                                                                                            | なし            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページ上に「IR情報」サイトを設け、IRニュース、適時開示情報、決算短信、法定開示情報、株主総会・コーポレートガバナンスに関する情報、その他お知らせを掲載しております。<br>また、2021年10月より、「お問い合わせ」ページをリニューアルし、より使いやすいサイトを目指しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営管理部をIR担当部署としております。                                                                                                                                |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「企業理念」並びに「企業行動規範」を制定しております。また、入社時研修にて、これらについての説明を行うとともに、社内イントラネットに掲載し、常時確認できる状態にあります。<br>その後、年に1回これらの認識・理解度に関するテストを実施し、取締役会にフィードバックを行っております。                            |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 当社は、「環境基本方針」を定め、ソフトウェア開発を中心とした事業活動を通じて、省エネルギー化に努め、汚染の予防、環境の保護および環境負荷の低減に貢献していくことを宣言し、全社で「ISO14001」の認証を取得し、定期的に更新しております。                                                     |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、非財務情報も含めて公平、適時、適切な情報開示を行っております。また、情報の開示にあたっては、正確で分かりやすく具体的な記述で行い、利用者にとって有用性の高い内容になるように努めております。 |

## **IV 内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて定め、毎期見直しております。

#### 内部統制システム構築の基本方針

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令遵守体制の基盤となる「企業行動規範」を定め、全ての取締役及び社員がこれに従い、法令・定款・社内規則・社会的規範を遵守して職務執行にあたるよう周知徹底する。

(2) 管理部門を全社の統制部門とし、法令・定款に適合する規程等の体制の整備と法務面での重要事項の事前検証を行う。内部監査部門は定期的に監査を実施し、業務執行における法令遵守の状況を監視する。

(3) 法令遵守に関する継続的な教育指導を実施し、法令遵守の意識の定着と向上を図る。

(4) 法令違反行為を早期に発見し是正するため、これらの行為を発見した社員が直接会社へ情報提供できるよう、内部通報制度を設ける。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その意思決定及び重要な決裁等の職務執行に係る情報を記録し、文書管理規程その他の社内規程に従い、関連資料とともに適切に保存し管理する。

(2) 取締役及び監査等委員会が上記の情報の閲覧を要求した場合は、迅速に提供する。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程に従って、業務上のリスクを適切に管理し、危機発生のもたら防止に努める。全社的なリスクに対応するため、リスク管理委員会を設置し、事業活動の潜在リスクを定期的に評価し、重要なリスクに対する低減等の対策を講じる。

(2) 経営上の重大な危機が発生し又は予見される場合は、経営危機管理対応マニュアルに従って、社長を本部長とする対策本部を設置し、その指揮のもとに全社が相互に連携して対応する。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行う。

(2) 取締役の適正・迅速な意思決定と効率的な業務執行のために、職務分掌、職務権限、手続き等を明確化し、必要な職務権限の委譲を行う。

(3) 取締役会は中期経営計画及び年度計画を決定し、経営会議が各部門の計画達成のための活動を統括する。経営会議は定期的に各部門の業績をレビューし、取締役会はその報告を受け、経営計画達成のために必要な措置を講じる。

##### 5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社に対して、当社の企業行動規範等に準じた遵法体制、リスク管理体制その他の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行う。

(2) 子会社管理規程に従い、子会社に対して定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、経営状況を把握し、必要な対策を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努める。重要な子会社については当社から役員を派遣し、迅速な対応を図る。

(3) 内部監査部門は、子会社の監査部門等と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

##### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

(1) 取締役会は、監査等委員会と協議の上、必要がある場合は、監査等委員会の職務を補助する部署を定め、必要な能力を持つ取締役又は社員を選定し配置する。

(2) 監査等委員会の職務を補助する取締役又は社員の選定、異動その他の人事事項については、監査等委員会と協議して同意を得るものとし、その独立性を確保する。

(3) 監査等委員会の職務を補助する取締役又は社員は、監査等委員会の指揮・命令に基づいて職務を遂行し、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

##### 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の経営状況にかかわる重要事項、その他監査等委員会が定める事項について、監査等委員会に報告しなければならない。

(2) 監査等委員は、取締役会及び重要と認める会議に出席して業務執行状況の報告を受け、必要な場合は、監査等委員会において、取締役及び社員から直接状況を聴取することができる。

(3) 監査等委員会には重要な決裁書類や議事録等を回付するほか、監査等委員会の要請があれば必要な書類等を速やかに提出する。

(4) 監査等委員会は、子会社を主管する部門を通じて子会社の状況に関する報告を受け、必要な場合は子会社の取締役、監査役及び社員に直接報告を求めることができる。

(5) 内部通報制度に基づく通報、その他の監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として、報告者に対し不利な取り扱いを行わない。



8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査等委員会の職責と監査等委員会による監査の意義を認識し、監査等委員会による監査に必要な環境整備に努める。
- (2) 監査等委員会と内部監査部門は、定期的に会合を行い、緊密な連携を図る。監査等委員会は、必要と認める事項がある場合は、当該事項の監査を内部監査部門に要請することができる。
- (3) 監査等委員会と会計監査人は定期的な意見交換の場を設け、監査の実効性を高めるよう連携を図る。
- (4) 監査等委員会と子会社の監査役は、意見交換等を通じて連携を図り、企業グループ全体の業務の適正確保に努める。
- (5) 監査等委員会が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「役職員は、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当な経済的利益を要求されたときは、社内に定める行動基準に従って対応し、要求に応じてはならない。」と定めております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「行動基準に関する内規」に反社会的勢力対策を制定し、所管部署は総務主管部署として、運用を行っております。また、万が一に備えて所管警察署の相談窓口との関係強化を図っており、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

1. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速にかつ分かりやすい情報開示に努めております。

2. 適時開示体制及び手続き

(1) 適時開示担当組織

適時開示担当組織は経営管理部となります。人員としては、情報取扱責任者、経営管理部長、経営管理部員2名の計4名で担当しております。

(2) 適時開示手続き

① 決定事項に関する情報

経営管理部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の上で承認を得て開示します。

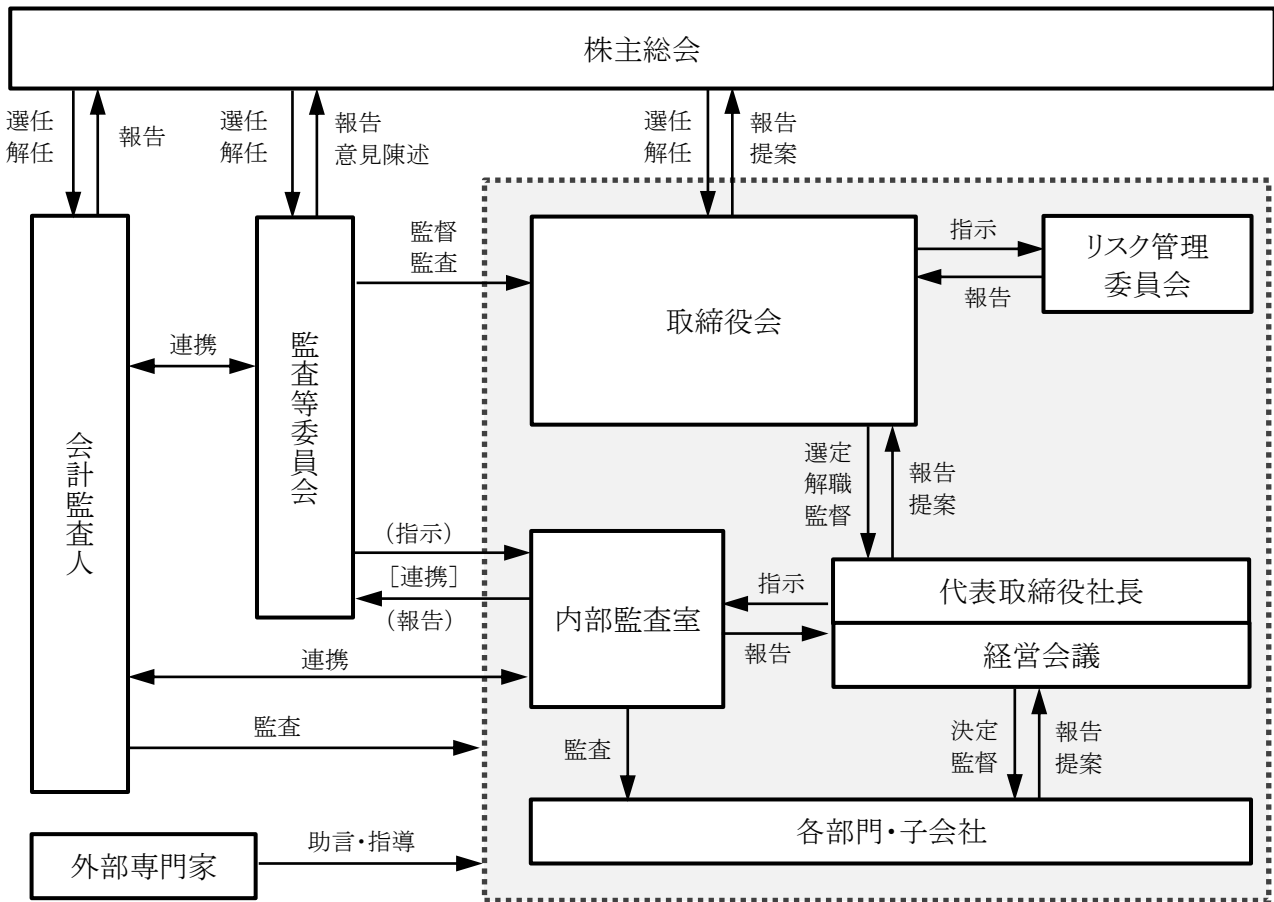
② 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、各部署は総務部へ速やかに報告し、総務部は経営管理部へ速やかに報告します。経営管理部は、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、直ちに開示資料を作成するとともに情報取扱責任者に報告し、代表取締役社長の上で承認を得て開示します。

③ 決算に関する情報

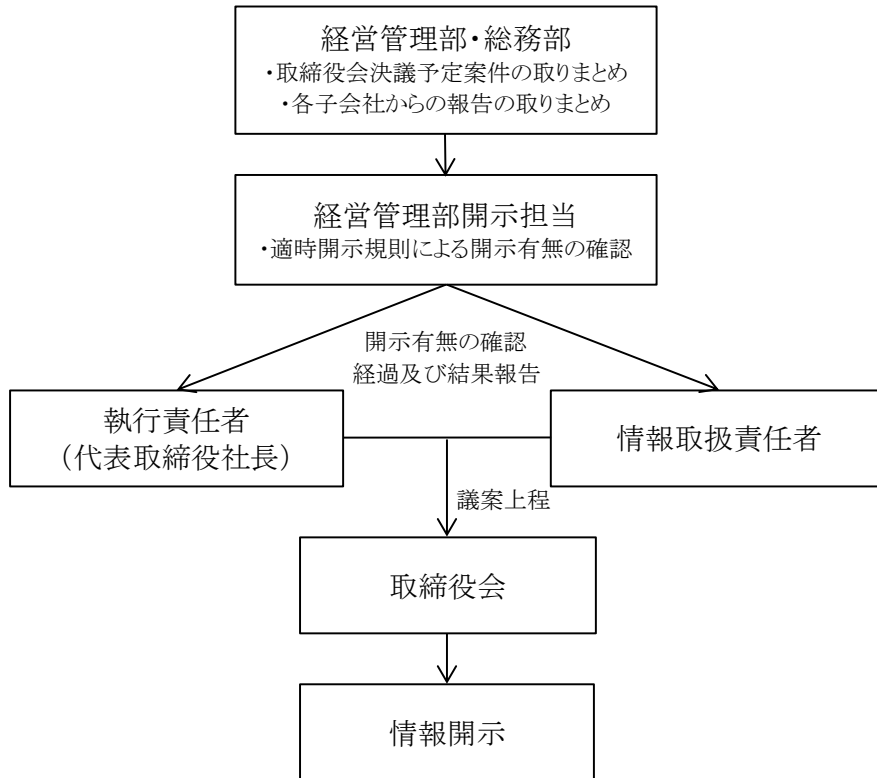
経営管理部は、決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、取締役会の上で承認を得て開示します。

<参考資料①> コーポレート・ガバナンス体制 (模式図)



<参考資料②> 適時体制の概要（模式図）

【決定事実・決算に関する情報】



【発生事実に関する情報】

